

## 通行止めに至る経緯説明

平成10年、岡庭一雄元村長は、「本谷園原財産区」渋谷秀逸総代長と熊谷時雄総代らと共謀し、澁谷ゆきゑが所有する土地（智里4082-16・4082-22・4082-6）を「本谷園原財産区」の土地だと偽り、当時の村長（山内康治）名を用いて売買契約書（2通）を捏造した。土地売買金額の22万円は「本谷園原財産区」の会計に振り込まれたが、立木補償費18万円は振り込まれていない。その後、阿智村はこれら三筆の土地ともう一筆の渋谷ゆきゑの土地をアーテリ一道路（村道3-306号線）の一部として占有した。アーテリ一道路にかかる他の土地の地主らはヘブンスそのはら経営者から賃貸借料を得ているが、阿智村が占有したこれらの土地の賃貸借料は支払われていない。

平成29年12月、智里西自治会は、前記の土地に隣接する澁谷ゆきゑ・澁谷薫が所有する4筆の土地の所有者を別人（渋谷晃一）と偽って「支障木補助金申請書」を村に提出し、同人はその補償金を受領した。また、智里西製材クラブは無断伐採した樹木を飯伊森林組合の市に持ち込み転売した。その後、澁谷ゆきゑ・澁谷薫の相続人である澁谷徳雄氏は、無断伐採事件の裁判を起こし、その費用捻出のために、すべての土地を熊谷章文に転売した。

令和6年、ヘブンスそのはらを経営するジェイマウンテンズセントラル株式会社白澤佑次社長から、「30年の契約満了による再契約のお願い」という書面が地権者組合に届いた際、占有されてきた土地の賃貸借料を支払っていただきたい旨通知したが、「お借りしていない」との書面が白澤社長から届いたため、やむを得ず通行止めの措置を行う。

なお、本谷と園原の両区は、ヘブンスそのはらの経営会社である阿智総合開発株式会社及び、経営を引き継いだ株式会社ヘブンスそのはらとは賃貸借契約を交わしているが、株式会社ヘブンスそのはらから経営を引き継いだジェイマウンテンズグループ株式会社及び、ジェイマウンテンズセントラル株式会社との賃貸借契約は交わされていない。また、平成8年度に阿智総合開発株式会社から賃貸借料が支払われているが、平成9年度からは、「ヘブンスそのはらの山林地代に税金がかかるため、登記名義人である阿智村が賃貸借料を受け取り、地域振興補助金として迂回する」という岡庭一雄元村長の発言（虚偽）により、現在に至るまで両区には賃貸借料の支払いは一切ない。

※ヘブンスそのはらが使用する山林は、「本谷区」と「園原区」の権利者が所有する「共有山」であり、「本谷園原財産区」とは全く関係のないものである。

※地域振興補助金は両区の山林地代ではなく、本谷園原財産区への補助金である。

※令和7年7月24日、飯田警察署に相談済み。

